

# 厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 医療情報取得加算
- 明細書発行体制加算
- 一般名処方加算
- (機能強化) 機能強化加算
- (医療DX) 医療DX推進体制整備加算
- (ニコ) ニコチン依存症管理料
- (支援診1) 「第9」の1の(1)に規定する在宅療養支援診療所
- (在宅DX) 在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の注13(在宅患者訪問診療料(Ⅱ)の注6の規定により準用する場合を含む。)、在宅がん医療総合診療料の注8及び歯科訪問診療料の注20に規定する在宅医療DX情報活用加算
- (在医総管1) 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- (在総) 在宅がん医療総合診療料
- (神経) 神経学的検査
- (C・M) CT撮影及びMRI撮影
- (外在ベⅠ) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

・撮影に使用する機器：MRI(1.5テスラ以上3テスラ未満)

・撮影に使用する機器：16列以上64列未満のマルチスライスCT

(2024年11月1日時点)